

処分基準整理票

処分の内容		占用の許可の取消し等	
根拠法令及び条項		那覇市下水道条例第48条	
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市下水道条例 第48条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。 (1) 許可の条件に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 2 前項に掲げるもののほか、管理者は、下水道運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項に規定する処分をすることができる。		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 下水道課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。